福島県町村議会議長会　町村議会事務局長・職員研修

地方議会運営と諸原則

令和3年11月9日　14:40〜16:00

田口一博

※令和元年11月22日「議会事務局職員の役割・基礎知識」研修

１　議会事務とは

（１）議会事務の特徴

　ア　目的があって、手段を考える

　イ　外部の誰からも命令や指示を受けない

　ウ　会議規則や先例は変えられる

（２）議会と執行部との違い

　　活動に法的裏付け（＝議会の許可）がないと、住民の権利に影響するか

（中略）

４　議員定数と報酬の議論

　なり手問題の原因は一つではない。

　一般論ではなく、それぞれの町村の実情に応じた議論が必要。

１　議員必携等、参考図書の使い方

（１）『議員必携』（全国町村議会議長会編）

（２）『地方議会　議事次第書・書式例』（全国町村議会議長会編）

（３）『地方議会運営の実務』（全国町村議会議長会編）

（４）松本英昭『新版逐条地方自治法』学陽書房

（５）地方自治制度研究会編『地方自治関係実例判例集』ぎょうせい

（６）地方議会研究会『議員・職員のための議会運営の実際』自治日報社

２　「議会運営」とは

・福澤諭吉ほか著『会議辯』（明治７年ごろ）総論

　　日本には昔の時代より物事の相談に付き人の集まりて話をするとき其談話に体裁なくして兎角何事もまとまりかね学者の議論も商売の相談も政府の評議も市在の申合せも一として正しき談話の体裁を備え明らかに決着を為したることなし・・・

（１）議会運営の目的

　　事務局にとって

　　議会にとって

　　誤りのない→正確な→理解の得られる→効果的な→好感を持たれる

（２）地方自治法と会議規則、運営基準

（３）先例・申し合わせ

（４）困ったときの議長会照会

　　　→答えはたいてい、何通りも書ける

　　　　　　　※『議事諸説』、『逐条国会法』、『先例録』

　　　→何よりも「議長（議会運営委員長）はどうしたいのか」

３　会議原則と今日的な課題

○田口弼一『会議原則の研究』昭和27年、近江書房、14頁以下

第１　一般的なもの　①会議の順序に関する原則　**②議事公開の原則**　**③定足数の原則**　**④議員平等の原則**　**⑤公正指導の原則**

第２　会議事件に関するもの　**⑥会期不継続の原則**

第３　議事日程に関するもの　⑦議事日程を作りこれによって議事を進める原則　⑧議事日程の変更を要するか否かを決定する原則

第４　議題に関するもの　**⑨一議題の原則　⑩一事不再議の原則**

第５　発言に関するもの　⑪発言自由の原則　⑫発言の範囲に関する原則　⑬発言の順序に関する原則　⑭発言中発言を許さざる原則　⑮発言は議場に対してなす原則　⑯発言は演壇においてなす原則

第６　質疑に関するもの　⑰質疑の方法に関する原則　⑱質疑一人三回の原則　⑲質疑の質疑は許さざる原則

第７　討論に関するもの　⑳討論交互の原則　㉑討論は反対討論よりする原則　㉒討論一人一回の原則

第８　動議に関するもの　㉓先決動議が競合したるとき何れを優先せしむべきかの原則

第９　表決に関するもの　**㉔過半数の原則**　㉕議長表決に加わらざる原則　**㉖現状維持の原則**　㉗可とするかを諮る原則　㉘表決は更正を許さざる原則　㉙表決に条件を付せざる原則　㉚修正案中共通点あるときの採決の原則　㉛修正案採決順序の原則

第１０　秩序に関するもの　㉜他人の私生活にわたり言論すべからざる原則　㉝議員相敬の原則

第１１　懲罰に関するもの　㉞懲罰短期時効の原則

第１２　委員会に関するもの　㉟委員会非公開の原則　**㊱審査独立の原則**

※『議員必携第11次改訂版』71頁以下にあるものは**太字・下線を付した。**

（１）②議事公開の原則

　　中継・録画の意義とあり方

　　会議録の修文・整文と「改竄」

（２）③定足数の原則

　　オンライン会議

　　（そもそも）議員の本人確認

（３）④議員平等の原則

　　（特に大都市で）会派平等と一人会派

（４）⑤公正指導の原則

　　（特に小規模町村で）議長が発言できないと地域代表がいない！

（５）⑥会期不継続の原則

　　通年議会・通年の会期制

（６）⑨一議題の原則

　　一括議題による議事進行の「合理化」

（７）⑩一事不再議の原則

　　通年議会・通年の会期制

　　（そもそも）会期不継続の意味とは

（８）㉔過半数の原則

　　オンライン会議

（９）㉖現状維持の原則

　　　→⑤公正指導の原則、㉔過半数の原則

　　議論は尽くされたのか、拙速ではないか

（１０）㊱（委員会）審査独立の原則

　　定数を減らしている町村議会での本会議主義と「再考」の余地

４　議会運営の研究方法

（１）会議原則について

　　議員必携→議員・職員のための議会運営の実際（地方議会研究会＝野村稔）

　　→注解地方議会先例集（加除式　ぎょうせい）

（２）自議会の運営について

　　議員必携→地方議会議事次第書・書式例→地方議会運営の実務

（３）会議録を読む→会議規則等を議長の口述書で表現できるようにする

　　必ず原則を理解　←その場限り（先例としない）の対応の存在

　　　　　　　　　　←誤り、かなりおかしな会議録も存在

（４）戦略的な議会運営

　シナリオは10通り考えておいてもいい。実際の進行がその中に入っていれば、残り9通りは無駄ではない。しかし、いくら考えておいても、どうすればいいが入っていなければ議会運営担当者は失格だ。

（私の上司の言葉です）

　この意見書案、ここまで言わないとだめかね。

　　───少し余計に入れておいて、反対会派の人に譲ったら通りやす

　　　　　いんじゃないでしょうか・・・

　国に意見書を出した、と言わなければならないんだろうから、賛成じゃないけれど「高規格道路」というのは、（高速道路ではなく）歩道が広い道路だと理解しておくことにする。

（こんな議員諸氏に育てられました）